

平成31年第1回臨時会

河津町議会会議録

平成31年 2月15日 開会

平成31年 2月15日 閉会

河津町議会

平成31年河津町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（2月15日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○閉会の宣告	13
○署名議員	15
○議案等審議結果一覧	17

第 1 日

2 月 15 日（金曜日）

平成31年河津町議会第1回臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成31年2月15日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

(河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について)

日程第4 議案第1号 平成30年度河津町一般会計補正予算(第5号)

出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	臼井理治君	水道温泉課長	中村邦彦君
建設係長		水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 教育委員会 事務局長	渡辺音哉君	会計管理者 兼会計室長	土屋亨君

事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘 書記 鈴木英光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより平成31年河津町議会第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

5番、上村和正君、6番、塩田正治君の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。

平成31年2月15日提出、河津町長、岸重宏。

なお、詳細については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） それでは、承認第1号につきまして提案理由をご説明させていただきます。

平成31年1月10日付で自動車運転処罰法違反によりまして略式命令のありました職員の事件に関し、特別職、町長、副町長の給与の一部を減額する条例制定に関し専決処分の報告でございます。

なお、職員の懲戒処分の内容につきましては、地方公務員法第29条第1項第3号並びに河津町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例第2条の規定により停職処分としたところでご

ざいます。停職期間につきましては、河津町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第4条の規定によりまして、平成31年1月28日から平成31年2月27日までといたしまして、平成31年1月23日に発令をしたところでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第4号。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第1号。河津町条例第1号。

河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について。

平成31年1月31日、河津町長、岸重宏。

1ページをおめくりください。

条例第1号。

河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例。

特別職の職員のうち、町長及び副町長にあつては平成31年2月1日から同年2月28日までの間における給与月額、河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（昭和33年河津町条例第9号）第2条及び第3条の規定にかかわらず、同条例第2条及び第3条に規定する額から100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、この限りではない。

附則といたしまして、この条例は、平成31年2月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 職員の起こしてしまったことに関するということで、管理監督責任ということで特別職の町長及び副町長の減俸ということで専決ということだと思っておりますけれども、そうはいつでもですね、職員の管理監督といってもプライベート時間に起こしてしまった事案に関する事件だと思っておりますけれども、それにしても若干、私個人的には、非常に重い受けとめをされてのみずからの戒めということでの減俸処分ということだろうと思っておりますけれども、この減俸処分に至った町長の判断基準というのはどういう思いでこの1

00分の10の減俸処分に至ったのか、その辺の説明をちょっとお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの塩田議員の質問にお答えします。

今回の職員の起こした行為につきましては、運転をしたことによって、特に私どもが思ったことというのは、直接車に当たってけがをさせたわけではありませんけれども、3人の方にやっぱりけがを負わせてしまったというのが大変大きなことだと思います。そのうち1人の方は重傷だったということがあります。確かに勤務時間外でございますけれども、そういうことで、職員の起こした行為によって、その運転の行為によって3人の方がけがをされたという事実は明らかでありますので、そういうことで自分の戒めということも含めまして今回の減俸処分に至ったと、そういうことでございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認をされました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、議案第1号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第1号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,195万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,220万2,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年2月15日提出、河津町長、岸重宏。

なお、詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第1号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第5号）の提案理由でございます。

本補正予算につきましては、河津町立小中学校及び幼稚園の空調設備設置事業に関する歳入歳出補正予算となっております。

次ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

単位は千円でございます。款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

13款国庫支出金1,519万円2項国庫補助金、同額でございます。

18款繰越金236万1,000円1項繰越金、同額でございます。

20款町債5,440万円1項町債、同額でございます。

歳入合計7,195万1,000円。

2ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入同様に読み上げさせていただきます。

9款教育費7,195万1,000円1項教育総務費、同額でございます。

歳出合計7,195万1,000円。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。単位は千円でございます。

9款教育費1項教育総務費、事業名、小中学校及び幼稚園空調設備設置事業、金額7,195万1,000円。

当該事業費におきまして、次年度に繰り越すものとしております。

次ページをお願いいたします。

第3表地方債補正。

(変更)

単位は千円でございます。

起債の目的。学校教育施設等整備事業。

表左側につきましては補正前、右側が補正後となっております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

限度額につきましては、補正前限度額4,110万円に学校施設空調設備設置に伴います起債予定額5,440万円を加え、補正後の限度額が9,550万円としております。

次をお願いいたします。

5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

2歳入。

13款国庫支出金2項国庫補助金でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

4目教育費国庫補助金1,519万円1節教育費補助金1,519万円。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金でございます。1,519万円でございます。こちらにつきましては、事業費に対します補助基準額に対し、補助率を乗じて得た金額となっております。

次に、18款繰越金1項繰越金1目繰越金236万1,000円1節繰越金236万1,000円でございます。

す。事業費の総額から補助金及び起債予定額を控除した差額236万1,000円につきまして、繰越金を充てるものでございます。

20款町債1項町債4目教育債5,440万円1節学校教育施設等整備事業債5,440万円。小中学校及び幼稚園空調設備設置事業債といたしまして5,440万円を計上したものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

9款教育費1項教育総務費4目学校管理費7,195万1,000円13節委託料162万円。小中学校及び幼稚園空調設備設置工事に伴います監理業務委託料でございます。

なお、委託料につきましては、下記の各工事に伴います委託料となっております。

15節工事請負費7,033万1,000円。東小学校空調設備設置工事1,076万8,000円。西小学校空調設備設置工事1,414万8,000円。南小学校及びさくら幼稚園空調設備設置工事2,865万3,000円。河津中学校空調設備設置工事1,676万2,000円。

計といたしまして、7,195万1,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 一、二件質問をさせていただきたいと思います。

前回の議員説明会で細かなことはお伺いしてございますんですが、一応、町債を発行するというので、この町債の返還期間とかというのはどれくらいになるのかということ、まず、質問させていただきたいと思います。とりあえず、後もありますけれども。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 起債の償還期間につきましては、10年ほどだと思います。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

基本的にエアコンの、要はその耐用年数がベースになっているという解釈をさせていただきたいと思いますが。

あとですね、先日の議員説明会でご説明を受けまして、東小学校、西小学校、設置台数が同じなんですけれども、金額的に400万円ほどの差が出ております。その理由があればお伺い

したいということと、私ちょっと建設関係のふなれなもので、その委託料の部分で監査業務委託料というのがございます。これはどのような名目の金額でございましょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 今のご質問にお答えします。

今の東小学校と西小学校の金額の違うところですけども、東小学校には高圧受電器がありませんのでその分が、西小学校には高圧受電器がありますので、その高圧受電器の工事を含めたものが西小学校が400万円ほど増額となっているところがあります。

監理委託料のほうですけども、各学校とも工事を行うに当たりまして、その中の監理業務をさせていただくということをお願いしているところがございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） その監理というのかな、工事の監理になるのかな。工事をやっていくのに、要は現場監督みたいな方が、要はセッティングされるという解釈するわけですか。

○議長（土屋 貴君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 今のお答えにいきます。

監理業務につきましては、工事とは別に委託業者のところをお願いして、その中で監理業務を委託するものでございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 工事の監理業務委託につきましては、当初、設計をお願いしておりました建築士さんですね、こちらをお願いいたしまして、工事の工程とかスケジュール、その辺のもろもろの管理をしていただいて、工事がスムーズにいくような形での監理をお願いする委託料となっております。予算上では162万円ということで一括計上してございますけれども、これは工事ごとに個々に委託料が算定されておりますので、各学校ごとに監理をしていただくということになっております。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） これ、最後になりますけれども、今回の部分については交付金が3分の1ということで、町債があとほとんどで、基本的には交付金の、町債については地方財政措置法の部分で要は交付金措置がされるという、そういうような解釈をしているわけですが、あと、一応、設置の期間につきまして、実際問題しっかりとした形で工事の業者の

ほうは対応してくれるのか。これが実際問題として、7月になっても設置ができないというようにことになりますと、このお金を使うのが1年早かったという話になってしまうのかなというようにも考えられますので、そこら辺の解釈は、設置に関する業者の設置期間の約束を守れるかどうかというのはいかがなものでしょう。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、私から基本的なことをまず、お答えしたいと思います。まず、最初の部分で交付金、国の交付金事業で、今年度補正予算でこの分については国のほうで予算化をしていただきました。来年度になりますと、実はもっと大きい都市なんかでもこの事業が見込まれるということで、早く今年度の補正予算のほうで対応したほうがいだろうということで、今回そのような対応をしました。

もう一つは、先ほど議員もおっしゃいました交付金事業で大分、率が今3分の1あって、その残りを借金をした場合に交付税の裏打ちといいますか、交付税の支出の分が算定の100%のうちの例えば何十%が交付税対象になって、そのうちの交付金が来ますよというその部分が大分よくなったものですから、今回のものでやったほうがいだろうということで進めさせていただきました。

工程の関係でございますけれども、これは役場内部で一応調整をさせていただきました。きょうの臨時会についても、そういうことを加味した上で設定をさせていただきましたけれども、実は今後、工事業者との契約の関係で、一応工期は6月中ぐらいにできるようなことで契約をしたいと思いますが、これはまだ発注をしてございませんので、そんなことで、なるべくならそういうことで夏前に完成をしたいという思いはございますけれども、まず、その契約の中でちょっとどうなるかわからない、若干の不安もございます。ただ、今回そういうことを目指しまして進めていくということでは確認しております。

もう一つは、先日の議員の説明会でもあったんですが、分離発注したほうが早くできるんだろうということもありますので、今回、分離発注みたいな形の中で発注することによって工期が早まるのではないのかなと。それともう一つは、材料等が確保できるかどうかという問題もありますけれども、これについてもなるべく早く入札等を行うことによって、ことしは特に4月の末から5月に大型連休がございますよね、天皇陛下の即位の関係ですとか。そういうことも場合によってはこう利用できるのかなという、休み期間にやっぱりどうしても工事ができたりすることもあるものですから。いろいろ、もろもろ含めた中で、今、順調にいけば6月末には完成するのではないのかなということで予定はしておりますけれども、若

干材料等の確保の問題、あと、業者との契約の関係がありますんで、若干不安はありますけれども、一応今の工程では間に合うようなことで進めております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方ございますか。

5番、上村和正君。

○5番（上村和正君） 何点かお伺いしたいんですけども、先ほど起債に関するところで交付税措置の裏打ちという話があったんですけども、これ大体、どの程度見込まれる具体的な数字がもしわかっているんだったら教えていただきたいのが1点と、もう一個、先ほど監理業務委託については随意契約になるような話だったんですけども、ほかの分離発注する分について、入札方法、一般競争入札なのか、指名競争入札なのか、その辺のところをどのように考えているのか、2点お伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 交付税措置についてご説明させていただきます。

学校施設環境施設整備交付金、こちらにつきましては、補助金といたしまして国から交付される補助金でございます。そのうち交付税対象の起債が2,920万円、そのうちの60%が交付税措置をされる予定となっております。額につきましては、1,752万円が交付税措置をされる予定となっております。国費といたしましていただけるお金が、先ほどお話ししました国庫補助金といたしまして、1,919万円プラス交付税措置の1,752万円を収入として見込んでいるところでございます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 工事の発注の仕方ですけども、空調設備の設置工事につきましては、指名競争入札で行いたいと思います。監理業務につきましては、随意契約で行いたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 5番、上村和正君。

○5番（上村和正君） 指名競争入札、ありがとうございます。大体、補助金が3,500万円ぐらいという感じなんですかね、なるのかなと思います。

ちょっと、あともう一個お伺いしたいんですけども、起債なんですけれども、今のところどれぐらいの利率で借りられる予定なのか、また、金融機関はどの辺を予定しているのか、

わかるようでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 借り入れ先につきましては、政府系の金融機関となります。利率につきましては、0.01%程度でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第1号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（土屋 貴君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成31年河津町議会第1回臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議 案 等 審 議 結 果 一 覧

議案等審議結果一覧

平成31年第1回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて (河津町特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について)	31. 2. 15	承認
議案第1号	平成30年度河津町一般会計補正予算 (第5号)	〃	原案可決